

〔保健福祉部 児童福祉課 所管〕

03020106 母子・父子福祉支給事業

予算書P. 111

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,100	8,340	2,760	
国庫支出金	3,330	900	2,430	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,678	2,678	0	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	5,092	4,762	330	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年度施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。ひとり親世帯の経済的援助ができるよう、昭和63年度に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定。また、生活の安定や経済的自立の援助ができるよう平成20年度に茨城県高等職業訓練促進給付金等交付要項が施行され、令和元年度に守谷市高等職業訓練促進給付金等支給要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- ・母子父子福祉住宅手当
借家住まいのひとり親家庭等に、生活基盤となる住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金
就職の際に有利となる資格を取得する際、給付金を支給することで、生活の安定、経済的自立を援助する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・母子父子福祉住宅手当
支給対象 児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、賃貸住宅で居住し、賃借料を支払っている世帯
支給月額 5,000円
支給時期 4月, 8月, 12月に前月分までの手当を支給する。
※令和2年度 126世帯
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金
支給対象 児童扶養手当の支給を受けている, 又は同様の所得水準の世帯等
支給月額 非課税世帯: 100,000円 課税世帯70,500円
支給時期 各月
※前年度との比較: 母子家庭等高等職業訓練促進等給付金の支給対象見込人数が増えている。

03020107 児童扶養手当支給事業

予算書P. 111

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	182,603	239,243	△ 56,640	
国庫支出金	60,633	79,981	△ 19,348	児童扶養手当負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	121,970	159,262	△ 37,292	

【背景(なぜ始めたのか)】

母子・父子家庭の生活安定と自立促進による児童の健全育成を図るため、昭和36年に制定された児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づき実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

死別、離婚、1年以上遺棄、1年以上拘禁、生死不明等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する母、父又は養育者に対し手当を支給することにより、母子・父子家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・支給対象 児童扶養手当法施行令で定める所得制限限度額内の資格者
- ・支給月額 全部支給 42,910円
(児童2人以上の場合、第2子加算として10,140円、第3子以降加算として1人につき6,080円増額)
一部支給 所得に応じて10,120円～42,900円
(第2子加算として5,070～10,130円、第3子以降加算として1人につき3,040円～6,070円増額)
- ・支給時期 5月、7月、9月、11月、1月、3月に前月分までの手当を支給する。

※令和2年度 391世帯(全部支給対象:226世帯、一部支給対象:165世帯)

※前年度との比較:昨年11月から支給月が変更となり、昨年度は15箇月分を計上した。今年度は例年の12箇月分の計上になるため、前年度と比較すると減額となっている。

03020108 家庭児童相談事業

予算書P.112

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,917	7,448	△ 4,531	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,917	7,448	△ 4,531	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭での児童の健全な養育・福祉を向上させるため、昭和39年4月22日厚生事務官通知「家庭児童相談室の設置運営について」により福祉事務所内に設置するとされた。市においては、平成14年2月2日の市制施行に伴い、福祉事務所内に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0歳から18歳までの児童及びその保護者が抱える家庭内の問題や教育上の問題など、多種多様な問題に対し、臨床心理士等の家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決や育児不安を解消できるように支援する。

また児童虐待については、各関係機関と連携して、未然防止と早期発見・早期対応に努め、良好な家庭環境を築くことを支援し、児童の健やかな成長を支える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

育児不安等の悩みを持つ保護者に対し、臨床心理士等の家庭相談員が電話及び対面にて相談を行い、育児不安の解消を図る。また、関係機関と連携し、児童虐待や要保護ケースの早期発見・未然防止に努め、問題の解決を図り児童の健全育成を支援する。

- 1 電話相談、訪問相談、出張相談、来室相談の各相談業務
 - ・家庭児童相談室:電話又は来所による相談対応及び保護者のカウンセリング、子どものプレイセラピー、アセスメントのための心理検査を実施
 - ・南守谷児童センター(毎週金曜日)・守谷駅前親子ふれあいルーム(毎月第2金曜日)への出張相談
 - ・どならない子育て練習法グループの実施
- 2 虐待通告対応業務
- 3 「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」の開催
 - ・要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議、広報・啓発活動の推進

※前年度との比較:正職の専門職員を増員し体制を強化するため、会計年度任用職員経費が減額となる。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	907	1,565	△ 658	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	46	46	0	食育事業参加者負担金
一般財源	861	1,519	△ 658	

【背景(なぜ始めたのか)】

「食」の大切さを伝えるため、保育所において平成13年度から食育推進を開始した。平成17年度に食育基本法が施行され、県では平成19年3月に茨城県食育推進計画を策定した。市においても平成24年度に「守谷市食育推進計画(計画期間：平成25年度から4箇年)」を、平成28年度に「第二次食育推進計画(平成29年度から5箇年)」を策定し、市全体で食育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内未就学児及びその保護者に対して、料理教室や食に関する講話等、さまざまな経験機会を提供することで「食」に関する知識と「食」を選択する力、健全な食生活を実践する力を習得してもらい、児童の心身共に健全な育成につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・親子クッキング及び食に関する講話 全5回
- ・食への関心を高める教室及び食の相談(子育て支援センター保護者対象)全4回
- ・栄養教室(保育所年長児対象)全8回
- ・離乳食教室(保育所年長児対象)全3回

※前年度との比較：減額分は、会計年度任用職員(栄養士)の人数の減によるもの。



親子クッキング

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,022	10,599	1,423	
国庫支出金	2,390	2,067	323	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,390	2,067	323	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	3,478	3,440	38	ファミリーサポートセンター一時預かり負担金
一般財源	3,764	3,025	739	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域における子育ての相互援助活動を組織化し、男女ともに仕事と家庭を両立するための環境整備対策として、平成6年に国の補助金事業として発足。平成13年には、就労有無を問わず、子どものいる全ての家庭にサポートが行われることになり、市でも平成13年7月に「在宅援助」事業を開始。平成20年5月から「センター援助」(一時預かり)を実施し、平成31年2月から実施箇所を1箇所増やした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児の支援を受けたい保護者が「利用会員」として登録し、育児を支援する「サポーター会員」のサポートを得て、在宅援助やセンター援助活動(一時預かり)を受ける。仕事と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援及び児童の福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 相互援助活動

- ・ 保育所、幼稚園、児童クラブへの送迎と帰宅後の援助
- ・ 保護者の就労や病気の場合の援助
- ・ 市民協働推進課の保育ルーム設置事業へのサポーター派遣

2 一時預かり事業

- ・ 就学前児童の守谷市市民交流プラザでのセンターでの預かり「びよびよ」
- ・ 就園前児童の夢っ子ひろば ほくえんでの預かり「びよびよほくえん」

3 サポーターの育成

- ・ サポーター育成講座(年2回実施)、サポーター研修(講習、研修等)、フォローアップ講座の実施
- ※令和2年度は、より質の高い支援が可能となるよう、サポーター研修(救命救急講座等)や啓発活動に一層努めるとともに、保護者のリフレッシュとしても利用してもらえるよう、積極的に事業PRを行う。また、在宅援助サポーター人数の増員を目指し、育成講座のちらし配布場所を増やしていく。



びよびよほくえん

03020201 子ども・子育て支援給付事業

予算書P. 117

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,064,972	1,504,463	560,509	
国庫支出金	924,256	543,078	381,178	子どものための教育・保育給付交付金 子育てのための施設等利用給付交付金
県支出金	459,791	297,587	162,204	子どものための教育・保育給付費県負担金 子育てのための施設等利用給付県負担金
地方債	0	0	0	
その他	141,041	554,951	△ 413,910	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	539,884	108,847	431,037	

【背景(なぜ始めたのか)】

女性の社会進出等に伴い保育を必要とする児童が増加しており、児童福祉法に基づき、家庭での保育が困難な児童に適切な保育を提供するために実施してきた。

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、共通化された財政支援の仕組み（公定価格）に基づき、認可保育所等に対して保育に係る費用を給付し、保育を委託することとなった。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、子育てのための施設等利用給付が創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、子どものための教育・保育給付費を支給する。また、令和元年10月からは、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等に対して子育てのための施設等利用給付を支給する。

これにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、就労と子育ての両立ができる環境の整備と、幼児期の教育や保育の推進及び地域における子育て支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

<施設型給付> 利用定員数及び管外利用数（令和2年度見込）

市内認定こども園（2箇所・425人），市内新制度移行幼稚園（1箇所・105人），管外公立保育所（4箇所・4人），管外認定こども園（12箇所・30人），管外新制度移行幼稚園（1箇所・1人）

<地域型保育給付>

市内小規模保育（4箇所・76人），市内家庭的保育事業（1箇所・2人），管外小規模保育（2箇所・2人），管外事業所内保育（2箇所・2人）

<委託費>

市内民間保育所（13箇所・1,305人），管外民間保育所（10箇所・10人）

<施設等利用給付>

（幼児教育・保育の無償化に伴い令和元年10月開始）

新制度未移行幼稚園（9箇所），認可外保育施設（15箇所）

<幼稚園の副食費の実費徴収に係る補足給付助成金>

（無償化に伴い令和元年10月開始） 120人

<多子世帯利用者負担軽減助成金>

新規・県補助事業（令和元年度から第3子を全所得階層に拡充） 105人

03020202 保育人材確保事業

予算書P. 117

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,118	3,101	17	
国庫支出金	298	290	8	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,520	2,520	0	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	300	291	9	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様な保育需要に対応するための保育等人材が不足しているため、市内では、利用定員までの入所受付が困難、又は保育サービスの充実を図れない事業所が発生している。このため、市内事業所が保育等人材を確保することができるよう、市内事業所との協働による就職相談会（平成30年度～）及び新たに雇用された常勤保育士等に対する市民税相当額助成事業（令和元年度～）を引き続き実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内外の潜在保育士、新卒保育士に対して、国の保育対策総合支援事業実施要綱に基づき、市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園の事業所紹介及び面接会の機会を設定する（保育人材就職支援事業）。また、市内保育事業所に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ市民税相当額を助成する（保育士等市民税助成金事業）。

市内保育事業所の必要かつ適切な人材確保と、充実した保育サービスの提供を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 保育人材就職支援事業

潜在保育士及び新卒保育士等を対象とした就職のための合同説明会を開催する。

- ・共催機関：市内の認可及び認可外保育施設、小規模保育事業所、認定こども園、幼稚園
- ・協力機関：ハローワーク常総、保育士等養成機関
- ・事業対象者：新卒保育士、潜在保育士

2 保育士等市民税助成金事業

市内保育事業所に新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ市民税相当額を助成する。

- ・対象：市内保育事業所で新規に雇用された常勤職員（保育士等） 30人見込
- ・金額：7,000円／月



合同説明会（令和元年12月15日開催）



保育人材就職支援事業チラシ

03020203 保育所整備事業

予算書P. 118

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	831,672	0	831,672	
国庫支出金	554,448	0	554,448	保育所等整備交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	154,000	0	154,000	保育所整備事業債
その他	123,224	0	123,224	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所等入所不承諾児童の解消を図るため、令和元年度中に民間保育所設立運営事業者等の公募を行い、事業者を決定した。令和3年度までの施設開所に向けて施設整備を実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

民間保育所設置に対する設置者の経済的負担の軽減を図り、保育所整備の一助とすることで、子ども・子育て支援事業計画に基づく確実な施設整備が可能となる。保育所等入所不承諾児童を解消し、児童福祉の向上を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市民間保育所施設整備補助金交付要綱に基づき、保育所等の整備に要する費用の一部を補助する。
(定員合計 574人)

<令和2年度中開所予定> 定員計167人

- ・(仮称) m o mなないろ(株式会社トゥインクル) 定員77人
- ・(仮称) ふれあいしおどめ保育園(学校法人柴学園) 定員90人

<令和3年度中開所予定> 定員計360人

- ・(仮称) 守谷どろんこ保育園(社会福祉法人どろんこ会) 定員90人
- ・(仮称) 守谷きらっと保育園(社会福祉法人つつみ会) 定員90人
- ・(仮称) 守谷しおどめ保育園(社会福祉法人雄雅会) 定員90人
- ・(仮称) そらまい守谷保育園(株式会社LARK NEST) 定員90人

<令和3年度中増築予定>

- ・守谷わかば幼稚園(学校法人大柏学園) 定員25人→定員72人 定員47人増

03020204 民間保育所1歳児保育補助事業

予算書P.118

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,548	8,471	1,077	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	4,774	4,235	539	茨城県乳児等保育事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,774	4,236	538	

【背景(なぜ始めたのか)】

低年齢児の保育については、児童の安全確保のため手厚い保育が必要となるほか、保護者の育児休業復帰に伴い、1歳児の保育需要が高まっている。このため、茨城県の民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要項に基づき、民間保育所等における乳児等の保育に従事する非常勤保育士等の雇用に要する費用の補助を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、1歳児保育に直接従事する非常勤保育士等の雇用経費を補助することにより、安全な保育を確保し児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1歳児保育を行う民間保育所、認定こども園、小規模保育事業に対して、各月初日における1歳児の人数に基づく額(月額3,900円×1歳児数)を補助する。

- ・対象経費 非常勤保育士等の雇用に要する経費
- ・負担割合 県1/2 市1/2
- ・対象児童数 市内施設 延べ2,424人、市外施設 延べ24人

※前年度との比較:令和2年度新規開園(4施設)により対象児童数の増加(延べ252人)が見込まれるもの。
前年度は市内15施設に補助。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	33,582	30,996	2,586	
国庫支出金	50	76	△ 26	子ども・子育て支援交付金
県支出金	50	76	△ 26	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	33,482	30,844	2,638	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法において、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされており、市町村には保育を必要とする児童の保育の実施が義務付けられている。市に代わり保育を行う市内の保育所等において、保育内容の充実・強化を図ることを目的とし、平成7年度に守谷市民間保育所運営費補助金交付要綱を定め、事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所等に対して、国の定める基準を超えて配置した保育士の人件費及び研修経費を補助し、保育内容の充実・強化を図る。また、生活保護世帯に対して、保育所等が保育料とは別に実費徴収する行事代等の一部を補助し、生計困難世帯の児童の健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・民間保育所運営費補助事業

子ども・子育て支援給付事業に係る配置基準を超えて配置された保育士の人件費又は職員の研修経費を、施設の利用定員に応じて決定される基準額の範囲内で補助する。(計20箇所)

60人未満 利用定員に24,000円を乗じて得た額(6箇所)

60人～89人 1,440千円(5箇所) 90人～119人 2,160千円(6箇所)

120人～149人 2,880千円(1箇所) 150人～179人 3,600千円(1箇所)

180人～209人 4,320千円(1箇所)

・実費徴収補足給付事業

生活保護世帯に対して、保育所等が保育料とは別に徴収する行事代や給食費等の一部を補助する。

教材費・行事費等 月額2,500円

※前年度との比較：増額分は、令和2年度新規開園(4施設)により事業者数が増加することによるもの。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,510	10,280	1,230	
国庫支出金	3,836	3,426	410	子ども・子育て支援交付金
県支出金	3,836	3,426	410	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,838	3,428	410	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的に保育所等における児童の保育が必要となった場合の保護者のニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭において一時的に保育が困難になった児童を保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う。保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減や社会参加を支援する等、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を目的とする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・一時預かり (一般型)

民間保育所において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

- 年間延べ利用児童数 25～ 299人 (0箇所) 1,600,000円
- 年間延べ利用児童数 300～899人 (3箇所) 1,763,000円
- 年間延べ利用児童数 900～1,499人 (1箇所) 3,173,000円

・一時預かり (幼稚園型)

幼稚園又は認定こども園において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

- 年間延べ利用児童数 2,000人超過 (2箇所) 1人当たり400円
- 年間延べ利用児童数 2,000人以下 (2箇所) 1人当たり(160万円÷年間延べ利用児童数) -400円

※市外児童の利用については、利用児童数に応じて市町村で按分する。

03020208 地域子育て支援拠点事業

予算書P. 118

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,152	7,951	201	
国庫支出金	2,717	2,651	66	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,717	2,651	66	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,718	2,649	69	

【背景(なぜ始めたのか)】

核家族化，地域のつながりの希薄化により，育児に不安を抱える保護者が増加しており，乳幼児を連れて気軽に立ち寄り，保育士等の資格者や子育て経験者に見守られながら他の親子との交流や育児相談ができる身近な場所として整備する必要があると開始された。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては，「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け，子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域子育て支援拠点事業を実施する民間保育所等を支援し，地域における子育て親子の交流の促進及び子育て支援機能の充実を図ることで，保護者の子育てに関する不安感等を緩和し，児童の健やかな成長につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

様々な子育てに関する相談，異年齢交流の推進，子育て世帯のコミュニティの場を提供する民間保育所を地域子育て支援拠点施設と位置付け，その事業に要する経費を基準額の範囲内で委託料として支出する。

- ・基準額 5日型 (常勤職員を1名含む2名以上配置) 8,152,000円
- まつやま保育園「地域子育て支援センター ねっこ守谷」

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,028	24,877	4,151	
国庫支出金	9,675	8,292	1,383	子ども・子育て支援交付金
県支出金	9,675	8,292	1,383	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,678	8,293	1,385	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的な保育時間の延長という保護者ニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業所に委託し、保育標準時間を超えて児童を預かる延長保育を実施することで、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するとともに、保護者の就労と育児の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

延長保育を実施する保育所等に対して、保育時間に応じた基準額の範囲内で要した費用を委託料として支出する。

・基準額

○一般型(保育短時間)

1時間延長(認定こども園) 18,300円×利用児童数(1箇所)

1時間延長(家庭的保育事業) 10,200円×利用児童数(1箇所)

○一般型(保育標準時間)

1時間延長(保育所, 認定こども園) 1,505,000円(11箇所)

2時間延長(保育所, 認定こども園) 2,409,000円(3箇所)

1時間延長(小規模保育事業A型) 1,192,000円(4箇所)

※前年度との比較：増額分は、令和2年度新規開園(4施設)により事業者数が増加することによるもの。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	208,126	218,412	△ 10,286	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	156,878	△ 156,878	
一般財源	208,126	61,534	146,592	

【背景(なぜ始めたのか)】

認可保育所へ申込みをしたが入所不承諾となった児童に、保育の場を提供するため、平成14年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

実質的な保育所不承諾児童の解消を図り、保護者の就労を支援するため、認証保育園(市認定の認可外保育所(5箇所))へ委託し、預かり場所を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内認可外保育所を認証保育園として認定・契約し、認可保育所に入所不承諾となった市内在住の児童を受入れる。

- ・令和2年度認証保育園数 5箇所
- ・委託見込数 延べ2,478人
- ・月額保育料上限額

0歳児：30,000円 1歳児：30,000円, 2歳児：25,000円, 3～5歳児：17,000円

※同一世帯に該当児童が2人以上いる場合、第2子は所定保育料の半額、第3子以降は無料。

※前年度との比較：認可保育所の新規開所により保育定員が拡大するため、認証保育園利用者数の減を見込むことによる減額。

03020213 病児・病後児保育室委託事業

予算書P. 119

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,469	9,383	86	
国庫支出金	3,156	2,481	675	子ども・子育て支援交付金
県支出金	3,156	2,481	675	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,157	4,421	△ 1,264	

【背景(なぜ始めたのか)】

病気回復期の児童について、保護者が仕事が休めない等のやむを得ない理由で家庭での保育や集団保育ができない場合の預け先を確保するため、次世代育成支援対策行動計画の中で、実施すべき必要な事業として位置づけられ平成22年度に事業を開始した。平成31年2月から、病後児のみでなく、病児（回復期に至らないが症状の急変が認められない児童）の受入を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

病気に罹患し、回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育や家庭での保育が困難な児童を静養できる環境において一時的に預かることで、仕事を続けて休むことができない保護者等に対して、安心して就労等ができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・実施施設：すこやかルーム（運営：社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院）
守谷市松前台一丁目16番地6（平成31年2月から施設場所を移転）
- ・利用時間：月～金曜日 午前8時から午後6時まで 土曜日 午前8時から午後1時まで
- ・休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用料金：1日2,000円（5時間以内1,000円、1時間追加毎200円加算）
- ・定員：3人
- ・対象児童：生後6か月から小学校6年生までの児童。市内在住者優先（定員に満たなければ市内在勤の市外者も可）
- ・利用条件：
児童…病気に罹患し、回復期ではないが症状の急変が認められず、保育所等での集団保育が困難な状態
保護者…勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により保育が困難な場合

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	27,651	21,747	5,904	
国庫支出金	2,717	2,650	67	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,717	2,650	67	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	224	244	△ 20	子育て講座参加者負担金
一般財源	21,993	16,203	5,790	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化や育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの不安や負担感が大きくなっており、子育て家庭を支える取組として、平成6年に小規模型子育て支援センター事業「夢っ子ひろば」を土塔中央保育所に開設した。その後、地域における子育て支援の充実を図るため、平成19年10月に野木崎保育所を改修し、守谷市地域子育て支援センターとして、子育て相談や子育てサークルの育成等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の増加に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場所を設置することにより、地域の子育て支援の充実を図るとともに、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 広場事業及び園庭開放(広場事業の開催：夢っ子ひろば，出前広場)
- 2 育児相談(来館相談，電話，メール，子育て相談(予約)，ぼかぼか子育て教室，保健センターでの育児相談(1歳6か月児健診)の実施)
- 3 子育て講座(保健講座，食育講座，安全に関する講習，親子ふれあい講座，母親のリフレッシュ講座)
- 4 妊産婦からの子育て支援の実施
- 5 イベント(夢っ子まつり，夢っ子コンサート，ようこそ守谷へなど)
- 6 子育てサークル支援(部屋の貸出，おもちゃ貸出，サークル活動相談)
- 7 地域交流・ボランティア育成(高齢者やボランティアサークルとの交流，次世代育成小中学生との交流)
- 8 情報発信(守谷市子育て支援会議開催，情報誌トライアングルブック発行，広報誌発行，ホームページ及びSNSでの情報発信等)

※令和2年度は、広場事業利用促進を図るため、講座内容の変更や中央公民館での出前広場の開催に取り組む。

※前年度との比較：増額の主な理由は会計年度任用職員の報酬・手当の増のため。



高齢者施設との交流

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	45,714	0	45,714	
国庫支出金	22,857	0	22,857	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	22,857	0	22,857	

【背景(なぜ始めたのか)】

保護者が育児休業を切り上げて復職すること無く、育児休業終了後の保育所等の利用申込が可能となるよう入所予約制を実施している。

国は入所予約制の実施体制を整備するために、保育対策総合支援事業費補助金（保育利用支援事業）として、入所予約制により児童が入所するまでの期間に、保護者との連絡調整や相談対応を行う保育士の人件費を補助する事業を実施しており、市では令和元年度から補助事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入所予約制の実施により、保護者は保育所等の入所時期に関係なく、育児休業を最大限取得することが可能となり、職場復帰に向けた保護者の不安解消と児童福祉の向上につながる。また、児童が入所するまでの期間の人件費を補助することで、施設における保育士等の処遇改善も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の民間保育所、認定こども園、小規模保育事業に対して、入所予約の児童が入所するまでの間、保護者等との連絡調整や保護者への相談対応を行う保育士等の配置に要する費用の一部を補助する。

- ・対象経費 保護者等との連絡調整を行う保育士等の人件費
- ・基準額 1施設当たり2,406,000円
- ・負担割合 国1/2 市1/2
- ・対象施設 保育所13施設 認定こども園2施設 小規模保育事業4施設

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,218,599	1,231,458	△ 12,859	
国庫支出金	848,505	857,560	△ 9,055	児童手当負担金
県支出金	183,354	185,423	△ 2,069	児童手当負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	186,740	188,475	△ 1,735	

【背景(なぜ始めたのか)】

次代を担う児童の健やかな成長に資するため、昭和46年に施行した児童手当制度に基づき、事業を実施している。平成22年度の政権交代により子ども手当制度に移行された後、平成24年度から再び児童手当制度として継続実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校修了前までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の請求に基づき審査認定し、手当を支給する。

- ・支給額：児童1人当たり月額
 - 0～3歳未満 15,000円
 - 3歳以上小学校終了前 第1子・第2子 10,000円
 - 第3子以上 15,000円
 - 中学生 10,000円
- ※特例給付（所得制限以上） 5,000円
- ・支給月：年3回（6月・10月・2月）

03020501 市民交流プラザ運営管理事業

予算書P. 128

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	43,395	44,876	△ 1,481	
国庫支出金	2,901	2,830	71	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,901	2,830	71	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	319	314	5	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	37,274	38,902	△ 1,628	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、施設整備について検討を開始。平成20年度に久保ヶ丘地内の児童館を閉館し、児童センター、家庭児童相談室、市民活動支援センター等が入る複合施設として市民交流プラザが開館した（指定管理者制度導入）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 指定管理者制度（アクティオ(株)）
- ・指定管理期間 平成28年度から5箇年
- ・児童センター業務 児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）
- ・施設貸出業務 施設の利用許可、利用料金の徴収
- ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※児童センターのほか、市が別途運営する施設として、家庭児童相談室（児童福祉課）、ファミリーサポートセンター（地域子育て支援センター）、市民活動支援センター（市民協働推進課）がある。

※前年度との比較：平成28年度実施の建物診断調査結果を基にした修繕は令和元年度に終了したため、減額となっている。



キターレ将棋クラブ

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	47,711	44,229	3,482	
国庫支出金	2,901	2,830	71	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,901	2,830	71	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	857	841	16	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	41,052	37,728	3,324	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、南守谷地区への新設も含めた施設整備について検討を開始。平成20年度に南守谷地区の児童センターとして開館した（指定管理者制度導入）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 指定管理者制度（株）こどもの森
- ・指定管理期間 平成28年度から5箇年
- ・児童センター業務 児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）
- ・施設貸出業務 施設の利用許可、利用料金の徴収
- ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※前年度との比較：主な増額分は老朽化に伴う軒天パネルの張替と庇側面の塗装塗替の実施によるもの。



親子クッキング

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,299	20,981	318	
国庫支出金	2,901	2,830	71	子ども・子育て支援交付金
県支出金	2,901	2,830	71	茨城県子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,497	15,321	176	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として、平成20年度に南北児童センターが開館したが、子育て世帯が増加傾向にある守谷駅周辺地区に児童施設がないことから、平成27年10月、守谷駅東口に立地するアワーズもりやに、利用対象者を小学生までとする児童館として開館した（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用）。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～12歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場や保護者同士の交流の場、子育てに関する情報を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・運営方法 運營業務委託（(株)明日葉）
- ・委託期間 平成30年度から5箇年
- ・児童館業務 広場事業（子育てに関する情報交換・相談の場）、地域活動支援（子育て支援団体の支援）、異世代交流事業（地域高齢者及びボランティアとの交流の場）、育児相談事業
- ・維持管理業務 施設・設備の日常的維持管理

※施設・設備の保守点検、修繕等、管理全般は市が対応。



親子ふれあい事業 きのみくらぶ

10060104 私立幼稚園特別支援事業

予算書P. 229

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,800	1,800	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,800	1,800	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がい等のある園児及び特別な教育的ニーズを有する園児の教育条件の維持向上を図り、障がい等の有無にかかわらず、広く幼児を私立幼稚園に受け入れることができる体制整備を促進するため創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がい児の幼児教育を実施している市内の私立幼稚園に対し、特殊教育の振興及び経済負担の軽減を図り、障がい児の幼児教育の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象園児が就園している私立幼稚園に対し、在籍する障がい児1人当たり1か月10,000円を補助する。

- ・対象者見込：15人